

委員会提出第二号議案

精神障がい者に対する公共交通機関の運賃割引の適用を求める意見書

「障害者基本法」は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、障がい者の自立及び社会参加の支援等に向けた基本理念を定めている。

国においては、「障害者の権利に関する条約」が批准され、共生社会の実現に向け、障がい者を理由とする差別の解消を社会において推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成二十八年四月一日に施行された。

また、本県においても、障がいのある人に対する県民の理解を深め、障がいを理由とする差別の解消を図るため、「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」を制定した。

しかしながら、鉄道をはじめとする公共交通機関においては、身体障がい者及び知的障がい者に対する運賃割引制度が設けられているにもかかわらず、現状では、精神障がい者は対象となっておらず、他障がいとの間で大きな格差が生じている。

精神障がい者の自立や社会参加を促進し、共生社会を実現するためには、公共交通機関などの移動手段の確保が必要不可欠である。

ついでには、国会及び政府におかれては、公共交通機関の運賃割引制度について、交通事業者に対し、身体障がい者及び知的障がい者と同様に、精神障がい者も適用対象とすることを強く働きかけるよう要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十九年三月二十九日

大分県議会議長 井 上 伸 史

衆議院議長 大島理森殿
参議院議長 伊達忠一殿
内閣総理大臣 安倍晋三殿
総務大臣 高市早苗殿
厚生労働大臣 塩崎恭久殿
国土交通大臣 石井啓一殿